

和気町建設工事入札参加資格者実態調査実施要綱をここに公布する。

令和7年10月1日

和気町長 太田 啓補

和気町告示第44号

和気町建設工事入札参加資格者実態調査実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、和気町が発注する建設工事についての契約に係る入札への不良・不適格業者の参入を防止し、入札及び契約の適正化を推進するため、入札参加資格者の事業所等を訪問し、当該事業所等の実態を調査（以下「実態調査」という。）することにより、入札参加資格を厳格に審査し、もって不良不適格業者の排除、建設工事における品質の確保及び優良建設業者の育成を図ることを目的とする。

(調査対象)

第2条 実態調査の対象とする者「以下「対象業者」という。」は、入札参加資格者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、町長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 町内に本店を有する者（以下「町内業者」という。）
- (2) 町内に支店、営業所等の委任先を有する者（以下「準町内業者」という。）

(調査の時期)

第3条 実態調査は、年間を通じて適宜行うものとする。

(調査員)

第4条 実態調査を行う者（以下「調査員」という。）は、総務部総務課職員とする。

2 前項の規定にかかわらず、町長は、実態調査の実施において必要があると認めるときは、関係職員のほか、専門分野での知識を有する者を同行させることができるものとする。

(実態調査)

第5条 実態調査は、原則として調査員2人以上の体制で、対象業者の事業所を事前に予告せずに実施するものとする。

2 調査員は、別表の事業所等の所在地に関する入札参加資格に係る事業所等実態調査基準に基づき、営業実態についての現場確認、聞き取り調査等を行うこととし、必要がある場合は、関係書類等の提示又は提出を求めることができるものとする。

3 調査員は、調査対象となる事業所等が関係者の不在等の理由により調査できない場合は、事業所等調査訪問書（様式第1号）を当該事業所等の郵便受け等に投かんし、改め

て実態調査を実施するものとする。

- 4 調査員は、事業所等が正当な理由なく実態調査を拒否し、若しくは妨害し、又はその他の事由により調査を実施することが困難と認めるときは調査を中止することとし、今後の実態調査の方針等について、必要な措置を講じるものとする。
- 5 調査員は、実態調査終了後速やかに事業所等実態調査票（様式第2号）を作成し、その結果を総務部総務課長に報告するものとする。

（調査項目）

第6条 実態調査における調査項目は、次のとおりとする。

- (1) 事業所等の形態
- (2) 看板・標識の表示
- (3) 事務機器等の設置
- (4) 経営業務管理責任者及び専任技術者の常勤性
- (5) 建設業法等に規定する帳簿等
- (6) 資材置き場及び建設資機材等の状況
- (7) 営業時間内の営業所等内における事業活動の状況
- (8) 従業員の勤務状況及び雇用状況
- (9) 前各号に掲げるもののほか、事業所等の実態を把握するために必要な事項

（改善指導）

第7条 町長は、実態調査の結果、改善を要すると認めるときは、期日を定め、口頭による改善指導（以下「口頭指導」という。）を行うものとする。

- 2 調査員は、口頭指導を行ったときは、事業所等実態調査票の口頭指導の内容欄に口頭指導の内容及び期日を記入したものを作成し、事業所等にファックス等により送付するものとする。
- 3 口頭指導を受けた事業所等は、改善事項について改善したときは、その改善状況を町長に書面により報告しなければならない。
- 4 町長は、口頭指導で改善されない場合は、事業所等実態調査改善通知書（再度）（様式第3号。以下「改善通知書」という。）により、期日を定め、改善指導を行うものとする。
- 5 改善通知書による改善指導を受けた事業所等は、その改善事項について改善したときは、町長へ事業所等実態調査改善報告書（再度）（様式第4号。以下「改善報告書」という。）を提出し、その改善状況を報告しなければならない。ただし、前項に規定する期日までに改善報告書を提出することができないやむを得ない理由があると認めるときは、町長は、別の期日を定めるものとする。

（改善の確認等）

第8条 町長は、改善報告書の提出があったときは、速やかに改善状況を確認するものとする。ただし、改善報告書において改善したものと確認できたときは、この限りでない。

- 2 前項本文の規定に基づく確認の結果、改善を確認できたときは、速やかにその結果を

事業所等実態調査改善確認結果通知書（様式第5号。以下「結果通知書」という。）により当該事業所等に通知するものとし、改善を確認できなかったときは、当該事業所等に期日を定め、再度改善報告書を提出させ、再度改善を確認するものとする。

（入札参加資格の停止）

第9条 町長は、営業所等が次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ該当各号に定める期間において、当該事業所等に係る入札参加資格者の入札への参加を認めないものとする。

- (1) 第7条第4項に規定する改善指導を受けた場合 改善通知書の通知日から前条第2項に規定する確認ができた日までの間
- (2) 正当な理由なく実態調査を拒んだ場合 実態調査を拒んだ日から実態調査に協力した日までの間
- (3) 実態調査に対して虚偽の報告を行った場合 和気町建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等要綱（令和6年和気町訓令第6号）別表第16項の虚偽記載に定める期間。この場合において、同要綱第5条第4項の規定を適用する場合がある。

（入札参加資格を有しようとする建設業者が提出した審査申請書の取扱い）

第10条 入札参加資格を有しようとする建設業者から、和気町建設工事等指名競争入札参加資格審査要綱（令和6年和気町告示第21号）第5条に規定する審査申請書（以下「審査申請書」という。）の提出を受け付け、実態調査の結果、当該建設業者の営業所等が改善を要すると認める場合において、町長は、当該建設業者に対して、口頭指導を行い、及び第7条に規定する期日までに改善が認められない場合は、当該審査申請書の受付を取り消すものとする。

（監督行政庁への通報）

第11条 町長は、実態調査の結果、対象事業者に建設業法その他関係法令の違反があると認められるときは、岡山県土木部監理課へ通報するものとする。

（その他）

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第5条関係）

事業所等の所在地に関する入札参加資格に係る事業所等実態調査基準

項目	基準
事業所等の形態	<ul style="list-style-type: none"> ・自社所有又は賃貸等による物件であり、営業、接客、契約等を行う専用のスペースがあること。 ・住宅と併用している場合は、事務所の機能を有するスペースが確保されていること。 ・他社と共有している場合は、他社と分離独立していること。 ・水道、電気（照明）、トイレなどの設備があること。 <p>使用の痕跡が見られない場合は、使用メーターを確認する。</p>
看板・標識の表示	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外に事業所等の看板が掲示されていること。 (簡単に取り外しができる紙等による簡易なものは不可) ・建設業法（昭和24年法律第100号）第40条で定める標識を掲示していること。 (簡単に取り外しができる紙等による簡易なものは不可)
事務機器等の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・机、椅子、パソコン、プリンタ等の備品が備えられていること。 ・専用の直通電話があり、常時転送していないこと。 <p>調査時に直接電話をかけ、電話の使用状況を確認する。</p> <p>転送電話についていた場合は、転送先とその理由を確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子入札ＩＣカードや通信設備があること。 ・契約用印鑑があること。
経営業務管理責任者及び専任技術者の常勤性	<ul style="list-style-type: none"> ・経営業務管理責任者及び専任技術者に直接会い、免許証等本人であることを証明できる書類を提示させて確認する。 ・経営業務管理責任者及び専任技術者の住所、通勤方法を確認する。 ・必要に応じて、次に掲げる書類を提示させた上で常勤性を確認する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 健康保険証 (2) 給与台帳 (3) 源泉徴収簿 (4) 通勤手当の支給状況 (5) 前各号に掲げるもののほか、常勤性を確認できる書類
建設業法等に規定する帳簿等	<p>調査対象の帳簿等は次のとおりとし、実態と相違がないか確認する。</p> <p>1　営業に関する帳簿</p>

	<p>(1) 建設業許可申請書及び変更届（添付書類を含む。）</p> <p>(2) 建設業許可証明書</p> <p>(3) 技術者資格者証</p> <p>(4) 技術者経歴書</p> <p>(5) 専任技術者証明書</p> <p>(6) 受注した建設工事の契約書（関係する帳票類を含む。）</p> <p>2 入札参加資格審査申請書及び添付書類</p> <p>3 経営事項審査結果通知書</p> <p>4 商業登記簿</p> <p>5 賃金台帳及び雇用保険関係帳簿</p> <p>6 出勤簿</p> <p>7 税務署への営業所登録に関する書類</p> <p>8 その他</p>
営業時間内に事業所等内における事業活動の状況	次の事項について、各申請書類等と実態に相違がないか確認する。 1 営業時間及び休日 2 従業員数（技術者、営業、事務職） 3 常駐従業員数（技術者、営業、事務職）
従業員の勤務状況及び雇用状況	次の事項について、各申請書類等と実態に相違がないか確認する。 1 従業員名 2 勤務時間
その他	・事業所等の実態等に疑義がある場合は、必要に応じて、工事現場、建設資材置場、倉庫、公共料金支払状況等を確認する。

様式第1号（第5条関係）

年　月　日

御中

事業所等調査訪問書

建設工事の競争入札参加者の町内業者として資格に係る事業所等の実態を調査するため、本日、和気町調査担当職員が貴事業所等を訪問しましたので、お知らせします。

なお、この調査は、事前に通知せず事業所等を訪問して、事業所等の実態等を調査することとしていますが、貴事業所等については不在により調査ができなかつたため、後日改めて訪問して調査することとします。

調査担当職員

(所属)

(氏名)

(所属)

(氏名)

電話（　　）　　-

様式第2号（第5条関係）

事業所等実態調査票

調査日		年月日
事業所等の名称		
事業所等の所在地		
事業所等の代表者 職・氏名		
事業所形態	事業所の形態	<input type="checkbox"/> 専用 <input type="checkbox"/> 兼用 (<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 他社 (分離 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)) <input type="checkbox"/> 所有 <input type="checkbox"/> 賃貸 (契約書 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) <input type="checkbox"/> その他 ()
	事業場所	<input type="checkbox"/> 接客・営業を行うためのスペースが確保されている。 <input type="checkbox"/> 無
	事業所等設備	水道 (<input type="checkbox"/> 有/ <input type="checkbox"/> 無) 電気・照明 (<input type="checkbox"/> 有/ <input type="checkbox"/> 無) トイレ (<input type="checkbox"/> 有/ <input type="checkbox"/> 無)
	事業所等登録	<input type="checkbox"/> 税務署へ営業所登録がある。 <input type="checkbox"/> 登録無
	事業所等許可	<input type="checkbox"/> 事業所等の許可有 <input type="checkbox"/> 申請中 <input type="checkbox"/> 許可無
看板	看板 (<input type="checkbox"/> 有/ <input type="checkbox"/> 無) 標識 (<input type="checkbox"/> 有/ <input type="checkbox"/> 無)	
事務機器等	什器備品等	事務用机・椅子 (<input type="checkbox"/> 有/ <input type="checkbox"/> 無) パソコン・プリンタ (<input type="checkbox"/> 有/ <input type="checkbox"/> 無) 電話 (<input type="checkbox"/> 有/ <input type="checkbox"/> 無) F A X (<input type="checkbox"/> 有/ <input type="checkbox"/> 無) その他 ()
	通信方法	<input type="checkbox"/> 専用の直通電話がある。 <input type="checkbox"/> 専用電話なし。 <input type="checkbox"/> 他社等に転送を行っている。 <input type="checkbox"/> 設置・使用状況に疑義がある。
	電子入札	<input type="checkbox"/> 電子入札用 I C カードがある。 <input type="checkbox"/> L A N 環境がある。
	契約用印鑑	保管 (<input type="checkbox"/> 有/ <input type="checkbox"/> 無)
常任性	専任職員	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 経営業務管理責任者が常勤でない。 <input type="checkbox"/> 専任技術者が常勤でない。
	通勤方法	管理責任者 住所 () 通勤方法 () 専任技術者 住所 () 通勤方法 ()

建設業法等に規定する帳簿等	調査対象とする帳簿等	1 事業所に関する帳票	帳簿等の有無	備考		
		(1) 建設業許可申請書及び変更届（添付書類を含む。）	有 無			
		(2) 建設業許可証明書	有 無			
		(3) 技術者資格者証	有 無			
		(4) 技術者経歴書	有 無			
		(5) 専任技術者証明書	有 無			
		(6) 受注した建設工事の契約書（関係する帳簿類を含む。）	有 無			
		2 入札参加資格審査申請書及び添付書類	有 無			
		3 経営事項審査結果通知書	有 無			
		4 商業登記簿	有 無			
		5 賃金台帳及び雇用保険関係帳簿	有 無			
		6 出勤簿	有 無			
		7 税務署への営業所登録に関する書類	有 無			
		8 その他	有 無			
		事業時間				
		休日				
事業活動	従業員数	技術者	人			
		営業	人			
	常駐従業員数	事務職	人			
		技術者	人			
従業員	勤務雇用状況	営業	人			
		事務職	人			
その他	建設資材置場	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無			
	倉庫	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無			
	公共料金支払状況	<input type="checkbox"/> 有 (電気 水道 電話) <input type="checkbox"/> 無				
口頭指導の内容	改善の報告期日 年 月 日まで					
調査日時 年 月 日 () 午前・午後 時 分		調査員 職名 氏名 職名 氏名				
立会者（自署）	役職 役職	氏名 氏名				

從業員名簿

様式第3号（第7条関係）

年　　月　　日

様

和気町長

印

事業所等実態調査改善通知書（再度）

年　　月　　日に実施した貴事業所等の実態調査の結果について、次のとおり改善を要する事項がありましたので、速やかに改善し、改善状況を事業所等実態調査改善報告書（様式第4号）により提出してください。

なお、改善の確認ができるまで、入札への参加を認めない取扱いとすることを申し添えます。

1 改善事項

項目	内容

2 改善報告書提出期限　　年　　月　　日

様式第4号（第7条関係）

年　　月　　日

和気町長　　様

所在地
商号又は名称
代表者役職・氏名

事業所等実態調査改善報告書（再度）

年　　月　　日付けで通知があった改善を要する事項について、次のとおり改善しましたので報告します。

項目	内容

※ 写真、証明書、届出書等改善内容が確認できるものを添付してください。

様式第5号（第8条関係）

年　　月　　日

様

和気町長

印

事業所等実態調査改善確認結果通知書

年　　月　　日に付けて提出があった事業所等実態調査改善報告書（再度）について、改善が確認できましたので通知します。

なお、　　年　　月　　日付けて通知した入札への参加を認めない取扱いにつきましては、　　年　　月　　日をもって解除しましたので通知します。